

個人住民税及び森林環境税の納税が困難な方へ

災害により被害を受けた方、生活保護を受けている方や個人住民税及び森林環境税の納税が著しく困難な状況の方等が、所有する資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予等によっても、なお個人住民税及び森林環境税を負担する能力(担税力)が薄弱な状況であり、納税することが困難であると客観的に認められる場合は、「横浜市市税条例」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等の規定により個人住民税及び森林環境税の減免・免除(以下「減免等」という。)を受けられる場合があります。

なお、減免等を受ける場合は、資産状況・預貯金等の調査や、生計を一にする親族の所得状況も考慮して審査するため、申請によって必ず適用されるものではありませんのでご注意ください。

減免等の対象者となる方

次のような場合で納税することが困難であると認められる場合は、減免等の対象となります。

- ・災害によって住宅、家財が滅失等された方
- ・生活保護を受けている方
- ・前年の所得が一定額以下で、1ヶ月以上失業等(※)によって所得がない方
- ・前年の所得が一定額以下で、失業等(※)によって前年の所得に比べて一定の割合以上所得が減少した方

…など

※失業等とは、会社倒産や人員整理による解雇、疾病による失業等、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態にあることをいい、自己都合や期間満了による退職を除きます。

減免等の申請方法について

減免等を申請するためには、納期限(給与又は公的年金から特別徴収されている方は、減免等の事由が発生した日以後の最初に到来する給与又は公的年金の支払日)までに「市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書」のほか、申請理由に応じて次の書類をご用意ください。なお、申請理由ごとに必要書類が異なりますので、申請される方は納期限までに各区役所税務課市民税担当にお問合せください。

申請理由	必要書類
災害によって住宅や家財が滅失等された場合	・罹災証明書等の損害内容を証する書類等 ・保険金又は共済金等で損害の補てんがある場合は、その金額を証する書類
生活保護を受けている場合	・生活保護受給証明書等の生活保護を受給していることを証する書類等
1ヶ月以上失業等によって所得がない場合	・雇用保険受給資格者証、離職票又は退職証明書等の退職日が確認できる書類(疾病による失職の場合は医師の診断書又は入院証明書)等 ・預貯金通帳等の収入及び資産状況を証明する書類等
失業等によって前年の所得に比べて一定の割合以上所得が減少した場合	・雇用保険受給資格者証、離職票又は退職証明書等の退職日が確認できる書類(疾病による失職の場合は医師の診断書又は入院証明書)等 ・収入の減少状況が分かるもの(直近6ヶ月分程度の給与明細書、売上帳簿類、預貯金通帳類)等

注意事項について

「横浜市市税条例」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等に規定する事由や所得基準等の要件に該当しない場合又は、納期限を過ぎた税額及び納付済の税額については、原則減免等はできません。

減免等の制度の詳細や各区役所税務課市民税担当の問合せ先は、以下のウェブサイトをご確認ください。

横浜市 個人住民税 減免 検索



市民税減免規定及び減免額一覧

市税条例施行規則第18条の3

区長は、個人の市民税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その市民税を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて市民税を減免することができる。				減免割合	
第1項	第1号	条例第39条第1項第1号の規定に該当(災害によるもの)	ア 災害によって死亡し、又は生死不明となった者	災害発生の日以後到来する納期の全額	
			イ 災害によって障害者となった者	災害発生の日以後到来する当該年度の納期の10分の9の額	
			ウ 災害によって住宅又は家財の10分の5以上が滅失し、又はき損した者	(ア) 前年の合計所得金額が500万円以下の者	災害の日の属する年度の年税額の全額
				(イ) 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下の者	災害の日の属する年度の年税額の10分の5の額
				(ウ) 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の2.5の額
			エ 災害によって住宅又は家財の10分の3以上が滅失し、又はき損した者	(ア) 前年の合計所得金額が500万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の5の額
	(イ) 前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の2.5の額			
	(ウ) 前年の合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の者	災害の日の属する年度の税額の10分の1.3の額			
	第2号	条例第39条第1項第2号の規定に該当(公私の扶助によるもの)	ア 本人又はこれと生計を一にする者が生活保護法の規定による扶助を受けている者又は同法の規定による扶助を受けている者に準ずる者	その期間に到来する納期の全額	
			イ 本人又はこれと生計を一にする者が、結核予防法による医療費の公費負担を受けている者(その者のその年度における市民税の所得割額が、3,000円を超える者を除く。)	その期間に到来する納期の全額	
			ウ 本人又はこれと生計を一にする者が、生活保護法の規定による扶助に準ずる公私の扶助を受けている者	その期間に到来する納期の10分の8の額	
	第3号	条例第39条第1項第3号の規定に該当(公益上の事由による場合)	ア 1月以上失職等によって所得がない者	(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	失職等の期間中に到来する納期の全額
(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者				失職等の期間中に到来する納期の10分の8の額	
(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者				失職等の期間中に到来する納期の10分の6の額	
イ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の3以下に減少した者			(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	その納期の10分の7の額	
			(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者	その納期の10分の5の額	
			(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者	その納期の10分の3の額	
ウ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の5以下に減少した者		(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下の者	その納期の10分の6の額		
		(イ) 前年の合計所得金額が300万円を超え350万円以下の者	その納期の10分の4の額		
		(ウ) 前年の合計所得金額が350万円を超え420万円以下の者	その納期の10分の2の額		
エ 賦課期日以後の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比して10分の7以下に減少した者(前年の合計所得金額が300万円以下の者に限る)		その納期の10分の3の額			
オ 前年の合計所得金額が500万円以下の納税義務者が死亡したことにより、その納税義務を承継した者		(ア) 前年の合計所得金額が200万円以下の者(その者と生計を一にする親族のうちに当該納税義務者の相続人がある場合は、これらの者の合計金額とする)	承継額の全額		
		(イ) 前年の合計所得金額が200万円を超え300万円以下の者(その者と生計を一にする親族のうちに当該納税義務者の相続人がある場合は、これらの者の合計金額とする)	承継額の10分の5の額		
カ 法施行令第7条各号に規定する障害者となった者で前年の合計所得金額が500万円以下の者	障害者となった日以後到来する、当該年度の納期の10分の9の額				
キ アからカまでの規定との均衡上特に減免を必要と認める者	必要と認める額				

※第3号該当の場合、「前年の合計所得金額」は、配偶者控除額、扶養控除額を控除して適用します。

※失職等とは会社解散や人員整理による解雇、疾病による失職をいい、自己都合や期間満了による退職は除きます。また、資産状況・預貯金等の調査や生計を一にする親族の所得状況も考慮して減免の判断を行います。

森林環境税免除規定及び免除額一覧

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(施行令)

区長は、森林環境税の納税義務者が次の各号の一に該当する場合において、その森林環境税を納付することが困難であると認めるときは、それぞれその該当する範囲内において、必要に応じて森林環境税を免除する。				免除割合
第1項	第1号	令第5条 法第11条第3号の規定に該当(災害により生命、身体、財産に重大な損害を受けた者)	第1号 災害により死亡した者	申請書の提出があった日(区長が必要と認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日)以降に納期限が到来する森林環境税の額(特別徴収(公的年金等からの特別徴収を含む。))の方法によって森林環境税を徴収される者である場合は、申請書の提出があった日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等の支払の際に徴収されるべき森林環境税の額に相当する額。)に相当する額の全額
			第2号 災害により障害者となった者	
			第3号 災害によって住宅又は家財の10分の3以上が滅失し、又はき損した者で前年の合計所得金額が500万円以下の者	
			第4号 災害によって住宅又は家財の10分の5以上が滅失し、又はき損した者で前年の合計所得金額が500万円を超え750万円以下の者	
第2号	生活保護法の規定による各種扶助(同法第18条第2項の規定により行われる同法第11条第8号に掲げる葬祭扶助を除く。)を受けている者			
第3号	令第7条 法第11条第3号の規定に該当(収入が著しく減少したもの)	第1号 失業又は廃業により収入が著しく減少した場合で、収入が著しく減少した年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった者	失業又は廃業以外の事由により収入が著しく減少した年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少した場合	
		第2号 森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき事由によらずに右に掲げる状態に該当することとなったことにより、生活が著しく困難となった者	やむを得ない多額の支出を行った場合	
			所有する資産について損害を受けた場合	

※森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律は「法」とし、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令は「令」とします。

※失業とは労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることいい、自己都合や期間満了による退職は除きます。また、資産状況・預貯金等の調査や生計を一にする親族の所得状況も考慮して免除の判断を行います。